

高砂市議会定例会追加議案

議員提案議案

令和8年6月

目 次

ページ

| | | |
|--------|------------------------------------|---|
| 高議第32号 | 高砂市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を定めることについて… | 1 |
| 高議第33号 | 高砂市議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて…………… | 3 |

高議第32号

高砂市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

2026年（令和8年）6月22日提出

高砂市議会議会運営委員会委員長 島津明香

高砂市条例第 号

高砂市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

高砂市議会議員政治倫理条例（平成5年高砂市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第5号を第8号とし、第4号の次に次の3号を加える。

- (5) 他者の名誉を毀損するような^{ひぼう}誹謗、中傷、差別的な発言その他人権を侵害する行為又はこれらを助長する行為をしないこと。
- (6) その地位又は影響力を利用して、市職員等に対する威圧的な言動、強要その他不当な働きかけ又は市職員等の公正な職務の執行を妨げる行為をしないこと。
- (7) 法令等の規定の遵守はもとより、その目的及び趣旨をも尊重し、制度の不備又は自らの誤った法令等の解釈を根拠として脱法的な行為をしないこと。

第6条第2項中「請求」の次に「(以下この条において「審査等請求」という。)」を加え、同条に次の2項を加える。

- 3 審査等請求は、第1項の疑いに係る行為があった日から4年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 4 審査等請求は、審査等の対象となった議員の任期の前に行われた行為を対象としてすることができない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高議第33号

高砂市議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて

高砂市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり定めるものとする。

2026年（令和8年）6月22日提出

高砂市議会議会運営委員会委員長 島津明香

高砂市議会規則第 号

高砂市議会会議規則の一部を改正する規則

高砂市議会会議規則（平成26年高砂市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第50条第2項中「一般会計予算」を「予算」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。